

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市青少年育成事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	地域社会において市の青少年の育成のため活動する団体が、青少年の健全な育成を推進するため、青少年育成事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	補助金の交付対象となる青少年育成事業を実施するもの
補助対象経費	報償費、旅費、需用費及び印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金
類似補助の有無	無 ○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする ○少額（5万円以下）補助金の理由 佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
補助率等	市長が定める ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
数値目標等	A 数値化 参加児童数 1,600名（子ども会加入者数） ○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 青少年の育成を行う団体の事業運営が目的であるため、費用対効果の算出はできないが、各地区における広報誌の発行、講演会、各種イベント、保護者向け活動等の事業内容や参加者実績にて評価を行う。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日 ○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 年度末に各関係団体に通知
事業担当（担当部署）	社会教育課
（電話番号）	0259-58-7356